

仕 様 書

1 業務名

中工場外 2 施設消防用設備等点検業務

2 業務対象施設及び履行場所

業務対象施設	履行場所
中工場	広島市中区南吉島一丁目 5 番 1 号
南吉島集会所	広島市中区南吉島二丁目 1 番 5 0 号
光南集会所	広島市中区光南三丁目 1 番 6 号

3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで

4 業務概要

本業務は、中工場、南吉島集会所及び光南集会所の消防用設備並びに防火上必要な建築設備等の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、諸設備の耐久化を図るために点検を行うものである。

5 業務対象設備

別表のとおりとする。ただし、同表の内容に軽微な変更が生じた場合は、受注者の負担において実施するものとする。

6 業務内容等

- (1) 業務対象設備について、消防法第 1 7 条の 3 の 3 に基づく機器点検（以下「6 か月点検」という。）及び総合点検（機器点検含む。以下「1 年点検」という。）を行う。

なお、点検時期は概ね次のとおりとする。

	6 か月点検	1 年点検
中工場	6 月	1 2 月
南吉島集会所	6 月	1 2 月
光南集会所	6 月	1 2 月

- (2) (1) に付随する下表に示す保守用部品の取替え、詰替薬剤の充てん及び調整等の軽微な整備を必要に応じて行うこと。

種 別	部 材 名 称
保守用部品	電球、ヒューズ、ビス、ゴムパッキン、スイッチ、保護ガラス等、保護タイヤ等
詰替薬剤等	放射テスト用の泡若しくは粉末薬剤（ボンベを含む。）、封印等

※保守用部品及び詰替薬剤等は、受注者の負担とする。

7 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受注者は、委託業務を履行するにあたっては、労働関係諸法その他関係諸法を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、現場の整理整頓に努めるとともに、事故防止に万全を期さなければならない。
- (3) 受注者は、業務を実施するうえで必要がない施設等には、無断で立ち入ってはならない。
- (4) 受注者は、その責めに帰すべき理由により装置等をき損したときは、受注者の責任において原状復旧しなければならない。
- (5) 受注者は、業務の実施にあたっては、点検の実施時期及び作業方法等について、本市と事前に協議を行ったうえで決定するものとする。
- (6) 受注者は、業務の実施にあたっては、点検又は整備を行う消防用設備等に応じた消防設備士又は消防設備点検資格者等の有資格者を従事させるものとする。
- (7) 発注者は、業務の実施にあたっては、一般財団法人広島県消防設備協会が行う消防用設備等の点検業務立会制度を利用する場合がある。

8 報告事項等

- (1) 受注者は、契約締結後直ちに、業務着手届を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ本市に対し、現場責任者及び従業員の氏名を報告するものとする。また、現場責任者または従業員に変更があったときも同様とする。
- (3) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、契約締結後、速やかに提出し、本市の承認を受けなければならない。
- (4) 受注者は、点検後、6か月点検、1年点検それぞれについて各施設の委託業務実施報告書を提出し、履行確認のため本市検査員による完了検査を受けるものとする。
なお、委託業務実施報告書は、平成16年度消防庁告示第9号に定める点検実施報告書及び点検結果報告書とし、(財)日本消防設備安全センター発行の「消防用設備等点検実務必携」を準用して作成すること。
委託業務実施報告書の提出部数は、6か月点検については2部、1年点検については3部（内1部は所轄消防署への提出用）とする。
- (5) 点検後、「消防用設備等点検済表示制度について」（平成8年4月消防予第61号消防庁予防課長通知）に基づいた消防用設備等点検済表示ラベル（損害賠償保険付）を貼付するものとする。

9 費用の負担等

業務を行うために要する費用のうち次に掲げるものは、本市において負担する。

- (1) 電気料、水道料
電気及び水道の使用にあたっては、極力効率的に使用するよう努めるものとする。

10 その他

この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、本市・受注者協議のうえ定めるものとする。

業務対象設備

1 中工場

設備名称	機器名称	数量		備考
消火器	粉末消火器（小型）	291	本	蓄圧式
	粉末消火器（大型）	3	本	蓄圧式
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	加圧送水装置	2	台	屋内消火栓用 1 台、屋外消火栓用 1 台
	操作盤	2	台	屋内消火栓用 1 台、屋外消火栓用 1 台
	消火栓箱	105	台	屋内消火栓用 9 8 台、屋外消火栓用 7 台
	呼水装置	2	組	屋内消火栓用 1 組、屋外消火栓用 1 組
	水源	1	組	
	放水試験	1	式	
不活性ガス消火設備	消火剤貯蔵容器	188	本	起動用ガス容器 2 本を含む
	容器弁開放器（ガス圧式）	188	個	
	容器弁開放器（電磁式）	3	個	
	起動用小容器	3	本	
	起動用操作箱	3	台	
	音響装置	4	台	
	連動制御盤（3 回線）	1	面	
	圧力スイッチ	3	個	
	逆止弁	3	個	
	ダンパー	3	個	
	放出表示箱	14	台	
	選択弁	3	個	
	噴射ヘッド	33	個	
	煙感知器	—	個	3 3 個を自動火災報知設備に含む
	定温式スポット式感知器	—	個	1 9 個を自動火災報知設備に含む
自動火災報知設備	複合 G R 型受信機	1	面	自火報 3 9 5 回線＋その他 2 6 2 回線
	副表示盤	1	面	
	総合操作盤	1	面	
	中継器	231	個	
	差動式分布型感知器	47	個	
	差動式スポット型感知器	213	個	
	定温式スポット式感知器	360	個	自動点検型 6 個を含む
	煙感知器	1046	個	2 種：9 2 7 個、3 種：1 1 個 多信号型：4 0 個、自動点検型：6 8 個
	発信機	110	台	
	音響装置	114	台	
	常用電源	1	組	
	予備電源（蓄電池設備）	1	組	
	表示灯	129	台	
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	426	台	
	誘導標識	1	枚	
排煙設備	制御盤（1 2 3 回線）	—	面	複合 G R 型受信機に含む
	防火扉	13	個	
	防火シャッター	27	個	
	防火ダンパー	32	個	
	排煙口	65	個	
	排煙装置（モーター駆動）	8	台	
	排煙装置（起動盤）	8	面	
	中継器	65	個	
	煙感知器	—	個	5 2 個を自動火災報知設備に含む
	定温式スポット式感知器	—	個	3 個を自動火災報知設備に含む
消防用水	採水口	1	か所	
	吸管投入口	6	か所	
	標識	4	枚	
連結送水管	表示灯	—	台	3 0 台を自動火災報知設備に含む
	送水口	6	台	耐圧試験は令和 4 年 12 月実施
	放水口	30	台	
非常用電源	非常電源専用受電設備	1	式	特別高圧及び高圧部分の点検並びに絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定を除く（別途）
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	1	式	

2 南吉島集会所

設備名称	機器名称	数量		備考
消火器	粉末消火器 (小型)	2	本	加圧式
非常警報設備	非常警報設備	2	組	
誘導灯	誘導灯	3	台	
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	1	式	

3 光南集会所

設備名称	機器名称	数量		備考
消火器	粉末消火器 (小型)	2	本	蓄圧式